

	担当

	担当

	担当

該当被扶養者の個人番号を利用した情報連携照会にて、該当被扶養者が被保険者と別世帯に居住していると思われます。**1.被扶養者継続審査**に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。なお、被扶養者削除をする場合は、**2.被扶養者削除**に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

下記Q1の質問に「はい」・「いいえ」でお答えください。

回答により必要書類をご用意いただき、記入欄の該当事項に☑チェックおよび記入のうえ、本紙と一緒にご提出ください。

[illegible]

削除理由 該当事項に○チェック		資格確認書の返却 該当事項に○チェック	
☐ 収入オーバー		☐ 添付	
☐ 生計維持関係がなくなった		☐ 減失	
☐ 送金の事実なし		☐ 交付を受けていない	
☐ 送金額が認定対象者の収入を下回る			
令和8年9月1日 ⇒ 削除日			
☐ 就職等で他の健康保険に加入		被扶養者の再申請をする方	
資格取得日 平成 年 月 日 ⇒ 削除日		令和8年度(令和7年1月～12月)中の収入がオーバーしているが、その後、被扶養者の収入範囲内になった方は、一度基準日の令和8年9月1日で削除をしていただき、再度「健康保険被扶養者(異動)届」に必要な書類を添付し当組合適用一課へご提出ください。	
☐ 国内居住要件例外非該当 (1. または 2. に○をつけてください)		審査のうえ、被扶養者の認定基準を満たしていれば受付日にて認定いたします。	
1. 令和2年4月1日以前 令和2年4月1日 ⇒ 削除日		なお、再申請の際は「健康保険被扶養者(異動)届」の右上に【再認用】と記入してください。	
2. 令和2年4月1日以降 住民票除票日 平成・令和 年 月 日 ⇒ 削除日			
☐ 死亡による削除			
死亡日 令和 年 月 日 ⇒ 死亡日の翌日が削除日			

※「健康保険資格証明書」の交付や「国民年金第3号被保険者関係届」に確認印が必要な場合

- ①調書は、株式会社法研へ送付してください。
- ②「健康保険資格関係証明書発行願」、「国民年金第3号被保険者関係届」は、右上に「**再認用**」と記入のうえ当組合適用一課へ送付してください。
- 2週間程度で交付又は押印し送付いたします。

なお、【再認用】の記入がない場合は、時間がかかりますのでご注意ください。

事業主記載欄	↓ 事業所側でご記載ください。記載のない場合は受理できません。	年 月 日 提出 (受付日印)
郵便番号 事業所所在地 事業所名称 事業主名 電話番号 事務担当者名 又は 社労士事務所名及び担当者名		社会保険労務士記載欄

※提出する際は、再確認調書に記載の記号・番号・該当被扶養者氏名等に誤りがないかの確認をお願いいたします。